

山口県報

令和7年
7月2日
(水曜日)

目次

○選管告示

公職選挙法施行規程の一部改正



山口県選挙管理委員会告示第三十五号

公職選挙法施行規程（昭和四十四年山口県選挙管理委員会告示第十号）の一部を次のように改正する。

令和七年七月二日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

第五十四条第一号へ中「五百円」を「千円」に改め、同号へを同号トとし、同号ホ中「千円」を「千五百円」に、「三千円」を「四千五百円」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニ中「一万二千円」を「二万三千円」に改め、同号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

第五十四条第三号イ中「船賃」を「船賃、航空賃」に、「ロ及びハ」を「から二まで」に改め、同号ロ中「一万円」を「二万円」に改め、同条第四号中「二万円」を「一万五千円」に、「一万五千円」を「二万円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規程は、令和七年七月二日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の公職選挙法施行規程第五十四条の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

令和七年七月二日印刷
令和七年七月二日発行

発行人
所

山口県知事
山口県知事